今すぐ透かしを削除する

平成２９年(ワ)第４９５２号　損害賠償請求事件

原告　**Ａ夫、Ａ妻、Ａ娘**

被告　藤井将登

被告準備書面(1)

平成３０年４月１１日

横浜地方裁判所第７民事部ろ係　御中

被告訴訟代理人　弁護士　**Ｂ**

第１　被告が「喫煙してはならない」とする法的根拠がないこと

１　原告らの主張

原告らも「自宅での喫煙の自由があることは認める」とする。

にもかかわらず、原告らは「それは、…集合住宅の特性上、喫煙の程度、時間帯、隣家との関係等により、当然、喫煙の自由は制約を受ける性質のものである。」とする（原告準備書面(1)２頁）。

２　原告らの主張への疑問

しかし、上記の原告らの主張のように、ただ「当然」というだけでは、一体、どのような法的根拠によって、被告の喫煙の自由がどの程度の制約を受けるというのか、また、被告には、どのような法的義務が課せられているというのかが、全く分からない。

被告は、原告らが現住所（　　号室）に居住し続ける限り、今後、一切（一本たりとも）タバコを吸ってはいけないというのか。あるいは、どの部屋でなら、何時から何時までなら、一日何本までなら、国産タバコなら、どの銘柄なら、というように、被告が喫煙することが許容されるためには、何らかの条件があるというのか。その法的根拠は何か。何も分からない。

３　被告の主張

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

原告らは、「本件の被告の喫煙態様は、集合住宅のベランダでの喫煙に類する性質がある」とするが（原告準備書面(1)２頁）、これも意味が分からない。

本件マンションでは、そもそも「ベランダでの喫煙」自体、特に禁止されているわけでもない。ましてや、本件で問題とされているのは、被告の専有部分である「居室内での喫煙」である。

被告に対し、自らの居室内でタバコを吸うことが法的に禁止されているとする原告らの主張には、何ら根拠がない。

第２　被告の主張

１　はじめに

もし仮に、被告について、自らの居室内で（一本たりとも、又は何らかの条件の下でしか）タバコを吸ってはいけないとする法的義務があるとするならば、その次に、被告が上記の義務に違反した事実があったかどうか、が問題となる。

しかし、本件では、そもそも、被告について、上記のような法的義務を課すべき根拠がないのであるから、原告の主張する事実関係について、逐一、認否すべき必要はないと考える。ただ、以下の点のみ述べる。

２　被告の主張する事実関係

原告ら宅において、どの程度、タバコの副流煙が充満しているのか、どの程度の臭いがあるのかについては、被告は知らない。

ただ、平成２８年９月６日、原告**A妻**との間で、被告が換気扇の下でタバコを吸った場合にその臭いが外に漏れるかどうかの実験をしたとき、原告**A妻**も、タバコの臭いを確認することはできなかった。

また、同日から同月２２日までの間、被告は一本もタバコを吸わずにいたが、同月２２日の原告らの話によれば、同月６日以降も原告宅においてタバコの副流煙が充満している状況には変化がないとのことであった。そのため、被告は、もし仮に原告ら宅にタバコの臭いがしている事実があったとしても、その原因が自らにはないことがわかって、安心したものである。

なお、**A夫**は、同月２２日の話し合いにおいて、同月６日以降、被告が一本もタバコを吸っていないことを知ると驚愕し、それであれば「他のところから入ってくる」と考えるしかないことに思いを致し、少なくとも、原告らの主

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

張する「被害」の原因が被告であると「断定」はできないことを理解した。

しかし、原告 **A妻** は、まだ納得していない様子でため息をつくばかりだったので、同月２２日、被告の妻は、**A夫** に対し、原告 **A妻** とよく話をしてほしい、被告への名誉毀損に当たるようなことはしないように留意してほしい、と話している。

3　原告らから警察への要請等について

原告らとしても、現時点では「刑事事件としてはどうしても立件は難しいことを認識せざるを得なかった。」とする。

にもかかわらず、原告らは、いまだに「『刑事事件』として捜査してもらいたいとの思いが依然として強くある。」とする（原告準備書面(1)１１頁）。

しかしながら、これが「刑事事件」となるようなものではないことは、明らかである。

原告らが、繰り返し警察への働きかけを行い、被告宅にも警察が訪ねてきて事情を聞かれることは、それ自体、被告にとって、重い負担である。また、原告らが、隣人らに対し、まるで被告が犯罪者であるかのように、本件について話をすることは、被告への名誉毀損にも当たると考える。

このようなことは、以後、決してしないようにして頂きたい。

以　上

pdfelement